

日本力二通販協会 協会規則

第1章 総則

第1条(目的)

本規則は、日本力二通販協会(以下「当協会」という)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、円滑かつ公正な運営を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲)

この規則は、当協会の会員および関係者に適用される。

第2章 会員制度

第3条(会員の種類)

当協会は、以下の会員を設ける。

1. 正会員: 本協会の目的に賛同し、活動に参加する個人または団体
2. 賛助会員: 協会の趣旨に賛同し、資金や物品で支援する個人または団体
3. 名誉会員: 協会の発展に著しく寄与した者として理事会が承認した者

第4条(入会・退会)

1. 会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表の承認を得るものとする。
2. 会員は、書面により任意に退会できる。

第3章 会議運営

第5条(会議の種類)

1. 定期総会: 年1回開催
2. 臨時総会: 必要に応じて開催
3. 理事会: 年2回以上開催し、日常の運営事項を決定

第6条(議決事項)

総会では以下の事項を議決する。

- 年度計画・予算の決定
- 事業報告・会計報告の承認
- 役員の選任および解任

- 定款・規則の改定

第4章 事業運営

第7条(主な活動内容)

- カニ通販に関するコラム・ガイドの制作
- 市場・業界調査の実施と公開
- 消費者向けFAQや啓発資料の作成
- 情報提供ウェブサイトの運営
- その他、目的を達成するために必要な事業

第5章 情報の取扱い

第8条(中立性と信頼性の担保)

本協会は特定の企業・事業者には偏らない情報提供を行い、事実確認を重視する。

第9条(守秘義務)

会員および関係者は、活動上知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。

第6章 雑則

第10条(改定)

本規則の改定は、理事会の決議および総会の承認をもって行う。

第11条(附則)

この規則は2025年6月20日から施行される。